社会福祉法人銀河　 役員等報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人 銀河（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする） の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条 役員等には、勤務形態に応じて、報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（当法人職員給与との併給）

第３条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

（報酬等の支給方法）

第４条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。 また、 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（役員等の報酬等の算定方法）

第５条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表に定める額

（２）役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（公表）

第６条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第７条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第８条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 ・平成24年5月19日施行の「社会福祉法人銀河　役員報酬規程」は、廃止する。

・この規程は、平成29年6月17日より施行する。

別表

評議員

|  |  |
| --- | --- |
|  | 報酬の額 |
| 評議員会への出席 | 日額　5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 日額　5,000円 |

理事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 報酬の額 |
| 理事会への出席 | 日額　5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 日額　5,000円 |

監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 報酬の額 |
| 評議員会、理事会、監事監査等への出席 | 日額　5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 日額　5,000円 |